

第 4 1 号 議案

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に
関する条例の一部を改正する条例

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に
関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「請負」の次に「（名目のいかんを問わず、契約内容に議会の
議決に付さなければならない工事又は製造の請負の要素を含むものを含
む。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約の範囲を明確にする必要があるので、この
条例案を提出いたします。